

租税特別措置法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令
の一部を改正する政令要綱

第1 租税特別措置法施行令の一部改正

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。(第一条関係)

第2 国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。(第二条関係)

第3 施行期日

この政令は、令和七年十二月三十一日から施行する。(附則第一条関係)